

SSKO

全国「精神病」者集団ニュース

2010.6 vol.36 No.3

ごあいさつ

暑くなりましたが皆様いかがお過ごしでしょうか？

春先の体調不調をやっと乗り越えられた仲間も多いのではと思います

今年は、医療観察法の見直し時期であります。医療観察法改正の話がでてきていません。精神保健福祉法については、障がい者制度改革推進会議とわれわれ障害者団体の意見を抜きにした障害者自立支援法改正案のなかに、ちゃっかりと精神保健福祉法の一部改正条項があるという状態でした。それも、精神科救急の法定化だといいます。さらには、精神科救急に精神保健福祉士の役割を与えるというものであり、精神保健福祉士は、役職（職域拡大）のために、クライアント（精神障害者）と業務上の利益相反してでも、保安処分策動に身をおくであろうことが、社会復帰調整官の前例から言っても明らかなことでもあります。

幸いこの法案は廃案となりましたが、厚生労働省官僚の強い意志が背後にあると考えられ、改革推進会議やその下の部会である総合福祉部会の存在を無視した形で、何もかも進められかねない状態です。山本眞理が障害福祉部会の一員とはなりましたが、この件に関する報告は次号といたします。

全国「精神病」者集団連絡先です

★ お手紙、各地のニュース、住所変更、ニュース申し込みは全て

〒164-0011 東京都中野区中央 2-39-3 絆社

E-mail contact@jngmdp.org（変更となりました）

公式ホームページができました

<http://www.jngmdp.org/>

電話 03-5330-4170 IP 電話 050-3564-7922

（現在専従体制がとれていません。留守電の場合は以下携帯へ）

電話 080-1036-3685（火曜日から日曜日 午後1時から4時まで）

ファックス 変更となりました 03-5942-7626

西から 東から

北から 南から

入ったところは自衛隊

国枝 征志

十八ん時 つきあってた女が
シンナーと家出で女子少年院に送られた
俺はなにもかも捨て 入ったところは自衛隊
一年後 彼女はシャバに戻った
俺は自衛隊から脱走 彼女とカケオチ
丸く刈り上げた俺の頭を見て
「お坊さんみたい」
彼女は可愛く笑った

朝帰り

国枝 征志

まだ薄暗い朝
人々も車もない 繁華街 ひんやりした空気がつつむ
ただ信号機も規則的に変わりつづけるが役目を果たしていない
さっきまでディスコにいた俺たち
別れるのは辛いけれど別々に帰ろう
君のママに叱られるからね

- みちくさや 待てど帰らぬ 君の名に
白ゆりの花と 線香をそえ
- 大漁の旗 立ちならぶ 蛭子浜
キス流し網に 先頭は立ち
- 三原野に 桜の花の 咲くころは
素朴な二人 思い出します
- 池本野に 春のかすみが もどりきて
桜咲くのを 今かと待てば
- 淡路島 水仙の花峠こし
もう梅の花 匂うころかと
- 菜の花や 一足早く おぼろ月
冬あたたかく 春はおとずれ
- ワラビつみ キスのフライと 食べてみて
花の季節と 桜思いて
- つつがなく 生きた一日 明星と
三ヶ月様は 窓ごしに見え

中村茂幸

入院回避のためのショートステイ

運営委員 佐々井 薫

岡山県ではS51年に「精神障害回復社会復帰センター」として県がデイケアと診療所を合わせた施設を開設した。診療所は往診、家庭訪問を積極的に行いデイケアにも重きを置いて行っていた。

しかし、24時間体制の緊急対応の必要性を痛感して、ナイトケアとしてのホステルを追加した。

このセンターは地域医療の可能性とデイケア、ナイトケアの、有り方についての成果を上げていったがH18年に岡山県は財政難と地域医療は出来つつあるとしてセンターの廃止を打ち出した。

それに対して家族会や、各関係者の反対により「NPOけんかれん」基幹型地域生活支援センターゆうとして「日中活動や相談事業」「24時間電話相談事業」「ホステル事業」を県からの委託引き継ぐ事になった。

ホステルは自立支援法下にあってもショートステイと言う介護認定や利用条件を適用せず、手帳が無くても主治医の紹介やケースワーカーとの相談によって、本人の意思を尊重して、利用できる事となり、これまで簡単に強制入院させられたり、自分から入院を逃げ場所としていた人たちもホステルを利用する事で地域生活を継続できる事になった。

以下は実際に利用している仲間のコメントである。

私は躁鬱病の精神障害者です。5年ほど躁と鬱に悩まされていますが、病状が悪化する時には、必ず何か家庭内に問題がある時だと医師からも指摘をうけていました。「ゆう」の「ホステル」を知るまでは、限界まで問題のある家庭内で我慢して、どんどん病状が悪化し、何ヶ月も入院するという悪循環をくりかえしていましたが、「ゆう」のスタッフの方に電話相談などをしながら、調子が悪化しそうになり始めのうちに「ホステル」を利用しては？などアドバイスをしてもらいながら「ホステル」を利用するようになりました。実際利用するようになって、病状が悪化する前に、家庭から離れ環境を変える事ができ気分転換にもなり、ずいぶん入院回避できるようになりました。

これからも病状が悪くなる時がくるかもしれませんが、自分で自分をコントロ

ールできない、でも、いざとなったら「ホステル」を利用させてもらえると心強く思うのです。

この事業も5年の見直し期間を目前に、いかに今の形を継続していくかが、危ぶまれる事態になっています。

医療観察法をどう考えるか

近藤凱彦

精神病者の犯罪率は、犯罪全体について言えば、一般の人々と比べて、少ないという。

だが、殺人と放火に限っては、無視できないくらい多いとされる。

私には、犯罪というのがよく分からない。

悪いことをしてはいけない、という規範は心の中に強く、自分を縛っている。

精神病になっても、その規範は強くあるはずである。

殺人や放火がなぜ多いのか。

精神病者は、何をするか分からない、と言われるが、そこから転じて、精神病患者だから、どんなことをしても当然だ、と自分の心の中で考えてしまうのだろうか。そんなふうにも思ってしまう。

この問題を考える時、36年前、大阪で精神病院に入院していたころのことを思い出す。

私は閉鎖病棟にいたのだが、そこに、保護室の常連が4人ほどいた。長いこと保護室に入れられていた。患者どうしの話では、あの人は人を殺したとか、また他の人は、野外での作業の際に、鍬で人になぐりかかったとか、言われた。本当かどうか知らない。だが、そんな人たちと一緒にされたらたまらない、と思った。

だが、そのために、一生保護室に置かれるなら、それは、終身刑と同じである。無期懲役は、まだ同囚とのつきあいがあるから、永久の保護室とじ込めの方が過酷であろう。もし、本人が精神病でなく、一般の裁判を受けていれば、刑事

罰は、もっと軽くなるのではないだろうか。そう考えるけど、ならば、犯罪を犯した精神病患者をどう処遇すべきか。そこまで私は考えられなかった。医療観察法に反対する、という理屈は分かるが、気持ちの上で、受け入れがたく思っていた。

それが、解決の道を見出すことになった。

ある連載記事を読んだからである。『週刊金曜日』の、07年9月14日号から、08年4月18日号まで、断続的に、21回にわたって掲載されている。大熊一夫氏の『ルポ精神病院をぶっこわした国・イタリア』である。

イタリアでは、精神病院を無くし、精神病患者を地域社会の中へ迎え入れた。その時、犯罪を犯した精神病患者が、特別の施設に拘束されているのを、どうするか、という課題に突き当たった。精神病院の廃止を唱える、医師や看護師などの支援者は、そうした人たちをも、施設から助け出そうとした。そうしたら、施設の責任者は、入所者を自由にしてもよいが、その代わり、その人たちが何をしても、一切の責任を取ってほしい、との条件をつけた。支援者としては、一切の責任を取るということである。こうして、犯罪を犯したことのある精神病患者も、社会に出て暮らせることになった。何の問題もないという。

要するに、これらの人たちには、しっかりしたサポートが必要なのである。犯罪自体については、それを反省することが必要である。

困ったことがあれば、いつでも支援者に相談でき、助けてもらえる。そうすれば、犯罪を再び起こすことは、避けられるだろう。

初めから、こうしたサポートがあれば、これらの人たちも、普通の患者と同じに扱えるのではないか。社会復帰についても、同様である。

この見地に立てば、医療観察法による拘禁は、人道に反するし、問題をいっそう難しくするだけである。

大熊氏の連載記事は、貴重なものだから、ぜひ1冊の本として、出版してもらいたいと思う。

追記

大熊氏の連載は、他の原稿と合わせ、加筆の上、『精神病院を捨てたイタリア 捨てない日本』（岩波書店）として出版された。

全国「精神病」者集団では会員のメーリングリストを作っています。添付ファイルなどあるので、携帯のアドレスでは参加できませんが、パソコンをお持ちの方でインターネットお使いの方はご参加ください。パソコンをお持ちの方だけ限定となるのが残念ですが。

メーリングリストは参加者が自由に発言したりその発言を受け取れるシステムです。

お申し込みは以下アドレスまで。

contact@jngmdp.orug

投稿

谷 和美

全国「精神病」者集団の存在を知って、通信を取り出してから、といいますが分裂者名目で電話局を首になってからといってもいいのかもしれませんが、通奏低音みたいな感じで鳴り響いているのが、自分のように精神疾患を理由にして会社側から解雇された人がいるのかということです。

会社から「分裂症」をきせられて、といいますが、デッチ上げられて「自宅療養」を命じられたのか89年3月（と、私は記憶しています）、その前後から心理テスト、精神医療が会社の労務管理に使われうる可能性について関心を持つようになりました。

電話局にいた時から、仕事はできない・文句は言う・生意気という、会社側が考えるであろうところの「三悪」労働者だった私は、会社から見れば煙たい存在だったのでしょいか。

「分裂症」名目で「自宅療養」を命じられてから、電話局の佐賀支店と産業医契約を結んでいた国立病院肥前療養所（当時）に会社からの業務命令で通わされるようになったことが、精神科に通うキッカケになったとともに、今考えれば精神医療に関心を持つキッカケにもなりました。

それともう一つ気になっているのは、最初の段落で書いたことと同じことになるのかもしれないのですが、自分のように会社側から精神疾患を労務管理の手段といたしますか、会社側から見て気に入らない人物を締め出す手段として使われた人がいないだろうかということです。

同種の体験をした人と何らかの形で体験交流をしたいものだと思っております。

全国「精神病」者集団会員交流会

毎月第1土曜日午後1時から午後5時まで会員交流会を中野で開きます。

全国「精神病」者集団ニュースを購読している「精神病」者会員はどなたでも参加できます。「精神病」者以外は参加できません。介助者の必要な方については、介助者は同席できます。

いずれも出入りは自由です

7月3日（土）午後1時から5時まで 5階和室

8月7日（土） 午後1時から5時まで 5階和室

9月4日（土）午後1時から5時まで 5階和室

場所 中野障害者社会活動会館（スマイル中野5階）

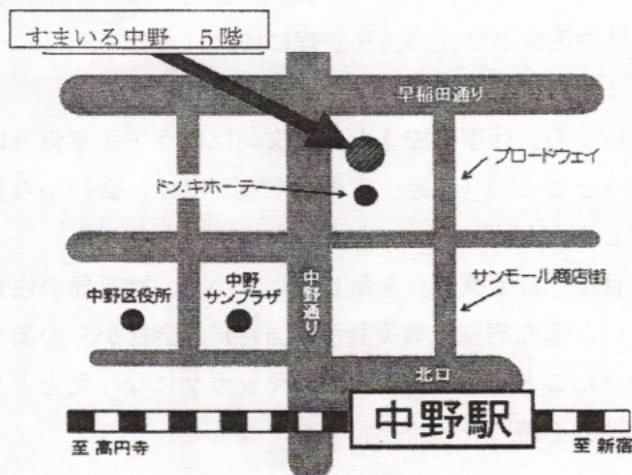
電話 03-5380-0891

「権利主張センター中野」の名前でとってあります。

JR 中野北口下車徒歩7分

迷ったら携帯電話にお電話ください。080-1036-3685

会費 無料



随想

東京 春日原秀樹

統合失調症をはじめとする精神病は、人が人にやられる「関係性障害」では、病者が「世間と同居」することは悪いことなのか？

私はそうは思わない

問題は「世間」との間あいのとり方である

でもそれは主治医はもとより、誰も教えてはくれない

これこそ自分で学ぶもの、教えてくれるのはまさに「世間」

病者を治療の名のもとに閉じ込める

それゆえ私はこれぞ暴力と言う

全能感に満ち満ちた医者疑え！

運営委員会活動報告

突然の障害者自立支援法改正案

2010年5月20日ごろ、障害者自立支援法の改正案が5月28日の厚生労働委員会に提出され、それがそのまま可決する見通しであるとの情報が入ったこれは、。障がい者制度改革推進会議の第一次意見書をまとめているさなか、障がい者制度改革推進会議総合福祉法部会の議論の途中での出来事であった。政権は、まったくもって、障害者団体の意見を聴く気がないことがはっきりした。また、障害者自立支援法改正案には、精神保健福祉法の一部改正条項があり、恐ろしくも、精神科救急を法定化し、そのなかに精神保健福祉士の役割を設けるというものであった。最終的には、沖縄基地をめぐって福島瑞穂内閣特命担当大臣が閣僚を罷免され、社民党が政権与党から抜け、鳩山由紀夫内閣総理大臣が総理大臣を辞任し、障害者自立支援法改正案のはなしはながれた。し

かし、今回は、時の政局に左右され埋もれたに過ぎず、また、同じようなことが起きうる。今後も、注意していきたい。

緊急抗議声明

（障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連）

このたび、自民党・公明党提案にかかる障害者自立支援法の一部改訂案につき政権与党が、ほぼ同内容の法案を厚生労働委員会委員長提案として、今国会に提案することが確実視されていると報道されています。

これまで、障害者団体は、障害者の声を反映させるよう求めてきましたが、ここにきて、障害者の声が聞かれることなく、障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の提出が予定されていること自体、強く懸念を表します。

政策プロセスにおいて障害者団体の声を無視した場合、障害者の権利に関する条約第四条第三項に違反します。これでは、批准はありえません。また、障害者自立支援法等の一部を改正する法律案には、障がい者制度改革推進会議総合福祉法部会の意見書を待たずして国会に出されるものであり、民主党マニフェストにある、障がい者制度改革推進法（案）や障害者自立支援法違憲訴訟との基本合意文書にも背くものになります。

さらに、障害者団体からだされた意見の殆どが反映されておらず、「遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法は廃止される」ことも「施行の終期が平成25年8月までである時限立法である」ことも、一切明記されておりません。

1. 精神科救急医療の整備（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）条項については、精神障害者団体とのヒアリングを重ねるべきところを、精神障害者団体からの主張に基づかずに強行しようとするものです。我が国には、強制入院及び社会的入院が深刻あり、安易に法制化することは絶対に避けなければなりません。

この時期に、こうした法案が出されること自体、許されるものではありません。

よって、直ちに今国会における与党合意に基づく厚労委員会委員長提案を撤

回し、自・公提案の一部改訂案については、廃案とするよう強く求めるものです。

2010年5月27日

全国「精神病」者集団

<資料>

◆争点の現場から'10参院選 障害者自立支援法 改正法案に『裏切り』
の声（2010年6月11日『東京新聞』[埼玉]）

「（【写真】議員会館前の集会で障害者自立支援法の改正案に反対する障害者ら＝東京都千代田区で）

曇り空に掲げられた「怒」「廃案」と書かれた黄色いビラ。今月八日、東京・永田町の議員会館前で、障害者自立支援法の一部改正案に反対する全国の障害者らが「国会前大集会」を開催。約二千人（主催者発表）が、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」と声を張り上げた。

改正案は先月下旬、超党派の形で提案され、衆議院では民主、自民、公明各党の賛成で可決。十六日までが会期の参議院本会議での審議を待つ状態だ。

内容は自民、公明両党が四月に提案した法案とほぼ同じで、集会の参加者からは「他の法案を通したい与党が野党と取引した」といぶかる声も。障害者自立支援法違憲訴訟の元原告五十嵐良さん（36）＝さいたま市＝は、「改正案が出てから怒りの毎日。廃案にしたい」と訴えた。

□ □

同法をめぐっては、民主党は衆院選マニフェストで廃止を掲げ、今年一月、全国の違憲訴訟の原告側と国が現行法の廃止を盛り込んだ基本合意書を締結。

「二〇一三年八月までに当事者の意見を十分聞いて新法を作る」という約束の下、三月のさいたま地裁を皮切りに全国で和解が結ばれ、裁判は終結した。

実際に国と当事者との話し合いの場として、内閣府に「障がい者制度改革推進会議」が設置され、新法制定に向けた協議がスタート。しかし、今回の改正案はその場への説明なしに突然出てきた。

障害者側は、改正案では同法で問題視された「応益負担」が完全に撤廃されていないことなどを批判。同推進会議にも一切の事前説明がなく、新法制定までの「つなぎ」としながら時限立法と明示されていないことから、信頼関係が大きく揺らいだ。「現行法の廃止」という根本の約束すら守られないのではないか、という不安が広がっている。

□ □

「まさかこんなことになるなんて…」。集会にも参加した川口市の新井たかねさん（63）は、そう言って寂しそうに笑った。長女の育代さん（38）は脳性まひで知的障害があり、違憲訴訟の元原告だ。

新井さん自身、自分たちの声が届いたからこそ、民主党がマニフェストに「廃止」を盛り込むに至ったという思いがある。基本合意をまとめる協議にも参加していただけない、「ここにきて裏切られるとは」と憤る。

新井さんによると、すべての違憲訴訟が終結した四月二十一日、元原告らを首相官邸で迎えた鳩山由紀夫前首相は一人一人と握手して回り、求めに応じて「エイエイオー」と新法制定に向けた意欲を示したという。

それから一カ月余りでの突然の同法改正の動き。元原告らは改正案の廃案を求めて国会議員を訪ねているが、「基本合意の内容に沿っている」とあいまいな答えしか返ってこず、問題意識は共有されないままだ。

新井さんは「今国会での廃案が第一」とした上で、参院選に向けて「当事者の声を聞いて新法を作るというのが約束。あらためてマニフェストで、自立支援法に対する立場を明示してほしい」と望んだ。（井上仁）

障害者自立支援法 2006年に施行。障害者が福祉サービス利用料を所得に応じて支払う従来の「応能負担」から、一律に原則1割を負担する応益負担に転換され、障害が重く福祉サービスが必要な人ほど自己負担が増えることになった。08年10月以降、障害者らが「同法は生存権の侵害で憲法違反」として全国14地裁に提訴。国は当初争っていたが、民主党が昨夏の衆院選マニフェストで同法廃止を明示。政権交代後に裁判の方針が転換され、原告側と廃止で合意していた。」

障がい者制度改革推進会議第一次意見書の完成

2010年6月7日、障がい者制度改革推進会議第一次意見書（障害者制度改革の推進のための基本的な方向）が完成した。

審議過程は、第12回障がい者制度改革推進会議、第13回障がい者制度改革推進会議、第14回障がい者制度改革推進会議の配信動画で確認できるが、名称にある「基本的な方向」ということから、基本的な部分は十分に書かれたものであると思う。

第一次意見書が欲しい方は、内閣府のホームページからダウンロードできます。→ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pdf/iken1-1.pdf>

また、障がい者制度改革推進会議構成員の関口明彦（全国「精神病」者集団）が、何部か第一次意見書を持っているので、

1. 返信用封筒（角2封筒、140円切手、住所・返信先記入）を、
2. 〒165-0023 東京都中野区江原町1-11-5 白金コーポ102 関口明彦宛に送ってください。よろしくお願いします。

なお障がい者制度改革推進会議の資料は以下、ビデオも見られます

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html#kaigi>

総合福祉部会の資料は以下 ビデオも見られます

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/index.html>



夏期カンパ要請

春から夏にかけての気温の激しい上下動の中で体調を崩した仲間も多いこと
と思います。やっと夏を迎え少しお楽になった方も多いかと思いますが、皆様
いかがお過ごしでしょうか。先の見えない閉塞感、そして消費税値上げなどが
議論されている中、皆様ご多用のところまことに恐縮ですが、恒例の夏期カン
パ要請をさせていただきます。担当者不調により会計報告ができておりません
が次号には必ず掲載させていただきます。全国「精神病」者集団の財政はニュ
ース代とカンパのみに依拠しており、節約のため運営委員は汗を流して手作業
でニュース作成その他を行っております。もちろん無報酬です。今後も多くの
仲間に情報を届けていくために、そして多くの仲間の声を反映していくために
ニュース発送の継続を願っております。多くの方のカンパを心からお願いい
たします。また余裕のある方は周囲の健常者に有料購読のおすすめをしていた
ただければ何よりです。見本誌をお送りいたします。

なお郵送料節約のため領収書は次号ニュースに同封させていただきますので
よろしくお願いいたします。なお三種との関係ですべてニュース代として扱わ
せていただきます

暑さの中皆様ご自愛くださいませ

2010年6月27日

全国「精神病」者集団

カンパ振込先

郵便振替 口座番号 00130-8-409131

口座名義 絆社ニュース発行所

他銀行からの振込口座

ゆうちょ銀行 019（ゼロイチキュー）店 当座 0409131

口座名義 絆社ニュース発行所

資料 I

国立精神・神経センターで患者情報の紛失が続いている。
情報管理は、いったいどうなっているのだ！

07年1月20日
朝日新聞

国立病院の医師 患者情報を紛失

1688人分

国立精神・神経センター
1 武蔵病院（東京都小平市）は19日、同病院の男性医師（58）が、患者1688人分の氏名や住所、生年月日などの個人情報が入力された私有ノートパソコンを紛失したと発表した。パスワードが設定されておらず、個人情報流出した恐れもある。

病院によると、医師は17日午後8時半ごろ、JR日暮里駅で下車した電車でパソコン入りのリュックサックを置き忘れたことに気づき、届け出たが見つからなかった。

07年12月1日
読売新聞

患者情報また紛失 国立精神・神経センター

国立精神・神経センター

武蔵病院（東京都小平市）は30日、男性内科医（30）が、患者延べ47人分の個人情報の入った私有パソコンを紛失したと発表した。同病院では、今年1月にもリハビリテーション部長が患者1688人分の個人情報が入ったパソコンを紛失しており、情報管理のすさんだが改めて明らかになった。

同病院によると、パソコンに入っていたのは、患者42人分の脳などの磁気共鳴画像（MRI）と、13人分の身体症状を記録したビデオ画像。このうち、MRI画像は35人分が、ビデオは12人分が氏名などの個人情報が入っている。

09年11月14日
毎日新聞

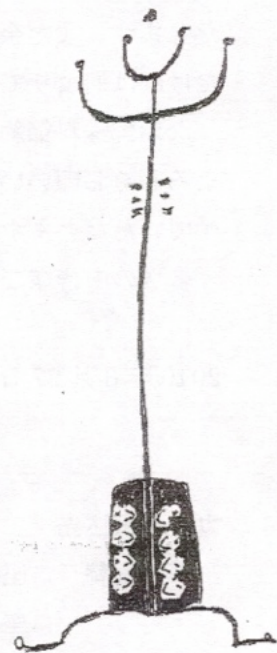
患者14人分の情報 保存PCを紛失

国立精神・神経センター

精神神経疾患の治療・研究を行う国立精神・神経センター（東京都小平市）は13日、患者や元患者14人分の病名などの個人情報を

保存したノートパソコンを紛失したと発表した。情報流出や不正使用の事実確認はされていないという。センターは患者らに謝罪し、経緯を説明している。センターによると、紛失したのは精神科病棟の入院・外来患者と元患者の氏名、病名、生年月日のデータを保存したノートパソコンで、精神科病棟1階の電気配線作業法検査室のロッカーに保管されていた。ロッカーは施錠していなかった。

【野島寛】



精神科医師が利用する USB メモリが所在不明 - 都立病院

東京都立松沢病院において、患者の個人情報を記録した業務用の USB メモリが所在不明になっていることがわかった。USB メモリにはパスワードが設定されているという。

同院精神科の医師が利用する個人情報を保存した USB メモリが、5月1日に医局の共用パソコンで利用したのを最後に、所在不明がわからなくなっているもの。

同医師が5月4日に USB メモリを保存していた机に入っていないことに気が付き、その後院内を探すものの発見できず、5月18日に庶務課へ紛失を報告した。さらに複数職員で探索を実施しているが発見できないという。

USB メモリには、同医師が担当する174人分の診療情報が保存されており、氏名や性別、生年月日のほか、病名や治療概要、投薬内容など含まれる。また薬剤の処方内容などを12人分の情報も記録されていた。二次被害の報告は受けていない。

また USB メモリは、パスワードが設定されており、パスワードを一定回数以上誤って入力した場合データが利用できないよう設定されいると都では説明している。同院では、関連する患者に対して謝罪や説明などを実施する予定。

2010/05/21



「ともに地域で暮らしたい」 心神喪失者等医療観察法に反対する全国の集い in 京都

■ 主催：心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク / 心神喪失者等医療観察法をなくす会 / 国立武蔵病院（精神）強制・隔離入院施設問題を考える会 / NPO 法人大阪精神医療人権センター

■ 日時：2010年7月25日 午後1時～4時（休憩あり）

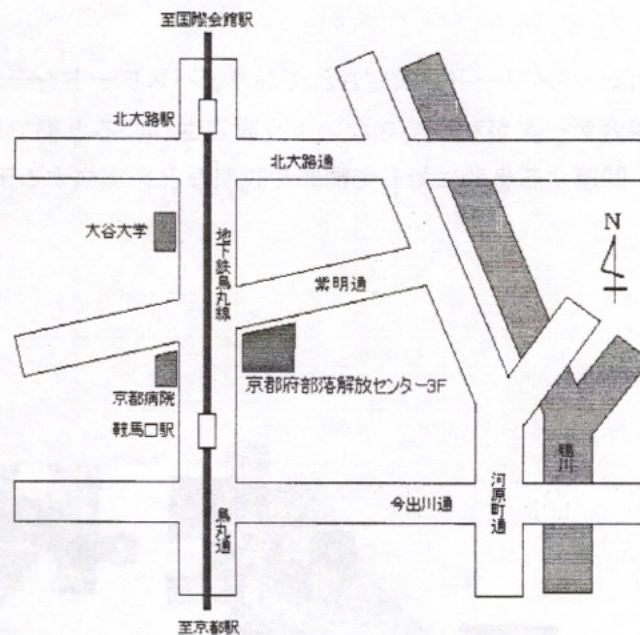
■ 場所：京都府部落解放センター 京都市北区小山下総町5-2 電話 075-415-1026

京都市営地下鉄烏丸線鞍馬口駅下車2分

ホーム中央エレベーター⇒改札口

⇒1番出口エレベーター⇒右手方向

地図は以下参照



■ 資料代：500 円

■ 連絡先：とうがらしハウス：電話・Fax 0774-23-3615

大精連（ぼちぼちクラブ）：電話 06-6973-1287・Fax 06-6973-1289

■ 素人が可能な範囲でノートテイクして、プロジェクターで表示する準備をしま

す。

趣意書と賛同カンパのお願い

地域で暮らしている精神障害者の皆さん。またその暮らしをともにし、サポートし関心を持つ皆さん。

昨年度、厚労省の精神障害者施策推進の予算は265億円でした。そのうち「医療観察法」に対して、220億円が費やされました。他方で7万人以上といわれている社会的入院者（受け皿があれば退院できる人）のための予算はわずか17億円でした。精神障害者の予算のほとんどが閉じこめのために使われて、退院と地域生活のための予算はあまりにも少なすぎます。

もし、地域で暮らすためにこの220億円が使われたら、私たちは地域どんな夢を作り出すことができるのでしょうか。どれだけの人たちを病院から地域へと迎え、ともに暮らすことが出来るのでしょうか。

いわゆる医療観察法（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者への医療および観察等に関する法律）は、2001年の大阪池田小学校事件をきっかけに、小泉内閣時の2003年、多くの反対の中強行採決されました。

精神障害者の「再犯のおそれ」を理由に閉じこめることを目的としたこの法案は、国会審議の中で、「再犯予測は不可能」と厳しく批判されたため、法の文言を変えて通されました。しかし「再犯の予測」が法の根底にある事には変わりはありません。

私たちが望むのは、強制された特殊な精神医療ではなく、身近で誰もが安心して当たり前利用できる精神医療です。

そして地域で夢を持って障害者が暮らせる福祉です。すべての障害者が、いかなる状況にあっても地域で暮らせる福祉です。

今年2010年は、心神喪失者等医療観察法の見直しの年とされています。

私たちは、この年を迎えるにあたり、法廃絶の機会にするべく「心神喪失者等医療観察法反対全国の集い in 京都」を来る7月25日に開催します。

「障がい者制度改革推進会議」メンバー、関口明彦さんを招いてのライブトーク、各地からの声、フォークグループ「ハルシオン」ライブなど当事者中心にプログラムを盛り込み、充実したイベントを目指しています。

どうぞ、ご理解、ご協力、ご賛同の程、心よりお願い申し上げます。

2010年6月

集会成功に向けた賛同カンパのお願い

* 今回のイベントは、精神障害当事者が中心となって企画、運営しています。つきましては開催に多額の資金を必要としています、賛同のカンパへのご協力を、よろしくお願いいたします。

■ 賛同カンパ: 1口500円

ただし、ご家族やその他の市民の方はできれば、2口以上、医療・福祉従事者の方は4口以上、医師や法律家の方は10口以上でよろしくお願いいたします。お手数ですが、下記の郵便振替か銀行口座へのお振込みをお願いいたします。

(1)郵便振替口座 00130-3-357697 口座名義医療観察法をなくす会

* 通信欄に「全国の集い in 京都」とお書きください。

* 領収書が必要な方はその旨も通信欄にお書きください

(2)池田泉州銀行 富田支店(144) 普通口座 88600

医療観察法をなくす全国集会 in 京都 李まり子

イリョウカンサツハウナクスゼンコクシュウカイインキョウトリマリジャ

* 領収書が必要な方は、下記 FAX 宛てに「領収書が必要」と記入し、送付先の住所、お名前をご連絡ください。

末尾になりましたが、皆様のご健康とご活躍を心からお祈り申し上げます。

「ともに地域で暮らしたい」

心神喪失者等医療観察法に反対する全国の集い in 京都 実行委員会

連絡先 とうがらしハウス: 0774-6971-3615 (電話 Fax)

ぼちぼちクラブ: 06-6973-1287 (電話)

06-6973-1289 (Fax)

編集人 全国「精神病」者集団 164-0011 東京都中野区中央2-39-3 紳社

発行人 障害者団体定期刊行物協会 東京都世田谷区砧6-26-21 定価500円(会費を含む)